

保管自転車買受人の募集について

令和5年度の静岡市保管自転車買受人の募集を次の要領で行います。

1 買受人資格者

買受人となれる者は、以下のすべてに該当する個人又は法人となります。

- (1) 古物営業法に規定する古物商の許可を受けた者
- (2) 公益財団法人日本交通管理技術協会が「自転車安全整備士」と認定した者
(法人にあつては、役員又は従業員が自転車安全整備士である者)
- (3) 一般財団法人日本車両検査協会が「自転車技士」又は「自転車組立整備士」と認定した者
(法人にあつては、役員又は従業員が自転車技士又は自転車組立整備士である者)
- (4) 静岡市に住所又は事業所を有する者

2 提出書類

No.	提出書類名	作成上の注意事項
1	買受人資格審査申請書	別紙様式1号のとおり
2	古物商の許可証（写し）	管轄する都道府県公安委員会が交付するもの。
3	自転車安全整備士証（写し）	公益財団法人日本交通管理技術協会が交付するもの。
4	自転車技士証（写し）又は 自転車組立整備士証（写し）	一般財団法人日本車両検査協会が交付するもの。 ※自転車技士証は5年ごとの更新です。 有効期間についてお確かめの上ご提出ください。
5	住民票（写し可）	個人の場合のみ
6	商業登記簿謄本等（写し可）	・法人の場合のみ ・申請地の法務局が証明するもの

（注意）

- ・番号5及び番号6については、申請日より前3ヶ月以内のものをご提出ください。
- ・法人等で申請する場合で、番号1の書類に記載する代表者名と、番号2から番号5の書類に記載されている氏名（以下、「許可等対象者」という。）が異なるときは、許可等対象者が番号1の法人等の従業員であることを証明するため、別紙の従業員証明書を併せてご提出ください。

3 提出先

静岡市都市局都市計画部交通政策課（静岡市役所新館 7 階）

※郵送による受付は行いませんので、申請書等は窓口まで直接ご持参ください。

4 資格の認定の有効期間

今回の認定による資格の有効期間は、認定の日から令和 7 年 5 月 31 日まで（2 年間）です。

様式第 1 号（第 4 条関係）

買 受 人 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

（宛先）静岡市長

保管自転車の買受人資格の認定を受けたいので、静岡市保管自転車に関する売却手続要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

ふ り が な	
氏 名 (名称及び代表者氏名)	
住 所 (所 在 地)	〒
電 話 番 号	()

添 付 書 類

- 1 古物商の許可証の写し
- 2 自転車安全整備士証の写し
- 3 自転車技士証又は自転車組立整備士証の写し
- 4 住所又は所在地を証明するものの写し

別紙

従 業 員 証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

法人等名称 _____

法人等所在地 _____

代表者氏名 _____

以下の者について、当法人等の従業員であることを証明します。

従業員住所 _____

従業員氏名 _____

従業員住所 _____

従業員氏名 _____

以上